江戸川区ものづくり企業地域共生推進事業　ものづくり企業の皆さまへ

工場の操業環境の改善にかかる経費を助成します!!

江戸川区内で「ものづくり産業」を営む事業者の皆さまに、安心して操業し続けていただくため、周辺との調和を目的とした工場の操業環境を改善する取り組みに対し、必要な経費を助成します。

助成対象

工場の操業環境の改善（防音・防振・防臭対策）を目的とした施設・設備の整備（改修・設置）に係る経費

※ただし、助成対象経費が100万円以上のものに限ります（消費税は除く）。

具体例

○ 壁補強等、操業時の騒音・振動対策に必要な整備
（二重壁、床仕上、天井仕上、二重扉・窓、出入口扉シャッターの改修等）

○ 生産事業（生産・加工・組立）の工程上必要な設備で建物に付帯するものの整備（動力用電気設備、ボイラー設備、クレーン、受変電設備等）

○ 排煙設備、空調設備の整備

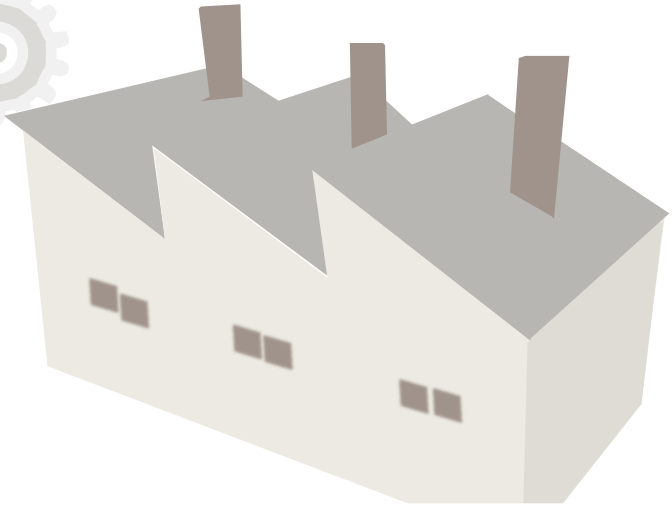

助成額

4分の3以内、限度額375万円

助成対象者

江戸川区内に本社を有する中小製造事業者が操業する区内の事業所（工場）

詳しくは裏面をご覧ください

江戸川区では、区内のものづくり企業が操業環境を整備し、将来にわたり区内で事業を継続していただくための助成事業を行っております

事業名	**江戸川区ものづくり企業地域共生推進支援事業** ※東京都「都内ものづくり企業地域共生推進支援事業費補助金」を活用
助成対象者	**区内に本社および工場を有する中小製造事業者** 製造業、機械修理業その他これに準ずると江戸川区長が認める事業を営む者で１年以上操業している中小企業者で、次の要件に該当するもの ・区内に本社（個人にあっては住所及び主たる事業所）及び工場を有するもの ・前年度の法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと （個人事業者の場合は住民税及び個人事業税を完納し、開業届の写し、又は、直近の確定申告書の写しが必要です。）※Ｂの場合は上記に加えて、固定資産税を滞納していないこと ・中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する中小企業者
助成対象事業	工場の操業環境の改善（防音･防振･防臭対策等）に資する事業
助成対象経費	工場の操業環境の改善を目的とした施設・設備の整備（改修･設置）に係る経費 （例）○壁補強等、操業時の騒音・振動対策に必要な整備 ○生産事業（生産・加工・組立）の工程上必要な設備で建物に付帯するものの整備 ○排煙設備、空調設備の整備 （注）○関係法令（建築基準法・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等）に係る手続きを行うこと ○住宅等との一体的な改修工事の場合は、工場部分のみを助成対象とする ○外注先、調達先は区内企業の活用を積極的に検討すること ○手形、小切手又はクレジットカードで支払った経費は助成対象外とする ※間接経費(消費税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費等)は対象になりません。
助成率・限度額	助成対象経費の４分の３以内 上限額３７５万円 ※助成対象経費総額が１００万円以上のもの（消費税は除く）
事務のながれ	※申請書類のご提出前に、助成内容等についてお問い合わせください。 (1) 申請書類提出 ※必ず事業の実施前に下記窓口にご持参ください。 （申請書類は区ホームページからダウンロードできます。） (2) 助成金交付決定（助成金交付決定通知書を送付します。） (3) 事業の実施 (4) 助成金実績報告書提出 ※下記窓口にご持参ください。 (5) 助成金額の確定（助成額確定通知書を送付します。） (6) 助成金交付請求書提出 (7) 助成金の交付（ご指定の口座に振り込みます。）
お問い合わせ先 （受付窓口）	江戸川区産業経済部産業経済課 ものづくり産業係 （江戸川区役所 西棟１階２番窓口） 電話 03-5662-0525 ﾌｧｸｼﾐﾘ 03-5662-0812 江戸川区ものづくり企業地域共生推進支援事業 検索

2023年４月版